

# SET LIVE-モバイルアプリ版-利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（本規約について）

セットインターナショナル株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が各放送局より日本国内における法人施設配信の許諾ならびに一般社団法人日本音楽著作権協会より管理著作物利用における許諾を受けた各放送について、SET LIVE-モバイルアプリ版-利用規約（以下「本利用契約」といいます）を定め、これに基づき海外 NEWS 配信サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

### 第2条（本利用規約の変更）

当社は、本サービスの契約者の同意を得ることなく、本利用規約を随時変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本利用規約によります。

### 第3条（用語の定義）

本利用規約においては、次に用語はそれぞれ次の意味で使用します。

海外 NEWS 配信設備	衛星放送受信等を行い、国内向けに再送信できるよう当社が用意した設備一式
契約者	本サービスの利用契約を行い、本サービスの提供を受ける民泊事業者等
契約者施設	契約者が経営及び運営する日本国内の民泊等の施設
受信端末	本サービスを受信する為の契約者が用意するOSバージョン Android 6.0 以上のタブレット端末
番組	当社が権利者から日本国内での配信の許諾を得た放送番組
月額基本料	受信端末単位且つ番組パック数に応じて要する月額費用

### 第4条（個別規定等）

当社は、契約者に対して、本利用規約のほかに必要に応じて個別規定を定めるものとします。

2 個別規定は、本利用規約の一部を構成します。本利用規約と個別規定が異なる場合には、個別規定が優先するものとします。

### 第5条（契約者に係る情報の利用）

契約者は、当社に提示した情報の全部又は一部を、当社が本サービスの提供のために当社が必要と認められる第三者に開示、当社がこれを利用することに予め同意するものとします。

## 第2章 本サービスおよび利用契約

### 第6条（本サービスの利用）

当社と本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）を締結することにより、本サービスを受けることができます。

2 契約者は、海外NEWS配信設備および受信端末を利用する事で、本サービスの利用が可能となります。なお、受信端末には専用アプリケーション（以下「本アプリケーション」という）をインストールするものとします。

3 本サービス利用に際しては、契約者自らの費用負担にて、利用アクセス回線、インターネットサービスプロバイダーを準備するものとします。

### 第7条（契約申込の条件）

本サービスの利用契約ができる者は、日本国内の民泊事業等の運営者等に限り、またその利用は契約者施設内に限ります。

### 第8条（契約の単位）

本サービスの利用契約は、1つの民泊等の施設ごとに受信端末1つで締結するものとします。ただし、同一の民泊等の施設にて受信端末を2つ以上用意する場合は、利用契約の単位を受信端末数とします。

### 第9条（契約の成立）

利用契約は、あらかじめ本利用規約を承認の上、本サービス利用希望者が当社所定の書面またはインターネット等を用いたオンライン申込に当社所定の必要事項を記載の上申込を行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって、申込記載の内容で、申込日に遡って成立するものとします。なお、当社は、契約者が当該申込にあたって事実と異なる事項を申告した場合については責任を負わないものとします。

2 当社は、前項の規定に係らず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が本利用規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難と想定される場合
- (3) 契約者が本サービスの利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (4) 契約者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (5) 契約者が本サービスを法又は他の法令に違反する目的で利用又は利用するおそれがあると認められる場合

#### 第10条（受信端末）

契約者は、本サービスの提供を受けるために契約者が用意するOSバージョンAndroid6.0以上のタブレットに本アプリケーションをダウンロードしインストールした受信端末を使用するものとします。

2 受信端末の故障、不具合、紛失、滅失、盗難、棄損の場合には、受信端末の修理、代替品の用意等、かかる費用はすべて契約者の負担とします。

3 契約者は、受信端末の利用において、次に掲げる禁止事項について同意するものとします。

- (1) 本アプリケーションの全部、又は一部を複製すること
- (2) 本アプリケーションを改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングすること
- (3) 有償無償問わず、第三者に本アプリケーションの全部、又は一部を譲渡若しくはその再使用権を設定し、又は第三者に複製、使用させること

#### 第11条（契約内容の変更）

契約者は、当社に届出た契約者情報に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に対して契約者情報変更の届出を行うものとします。

#### 第12条（権利の譲渡）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。

#### 第13条（契約の解約）

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、契約解除希望の旨を当社所定の様式に記入してこれを当社に提出することにより、本サービスの利用契約を解約することができます。

2 利用契約の解約は、契約者からの所定の様式にて当社が本サービスを停止した日をもって解約の日とします。

3 利用契約の解約の月額基本料は第23条の規定に基づくものとし、日割り計算による精算はしないものとします。

4 契約者は、利用契約に係るすべての金銭的債務を、当該解約の承認を受けた日の属する月の月末までに清算するものとします。

5 本条第1項の場合においては、その利用中に生じた契約者の債務は、本サービスの解約後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

6 本条第1項に基づき契約者が本サービスに関する利用契約を解約し、再度当社と本サービスに関する利用契約を締結する場合においては、解約前に結んでいた利用契約とは別の新たな契約として扱います。

#### 第14条（契約の解除等）

当社は、契約者が次の号のいずれかに該当する場合には、その契約者に事前に何ら通知することなく、且つ何らの責任を負うことなく、利用契約を解除又は本サービスの一時停止を行うことができるものとします。

- (1) 契約者が本利用規約または利用契約に違反した場合
- (2) 契約者が月額費用等、料金の支払を怠った場合
- (3) 契約者が当社に申告した内容に関して、虚偽が含まれることが判明した場合
- (4) 契約者が当社の権利、又は利益を損なう行為を行ったことがあると認められる場合
- (5) 契約者が本サービスを法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合

2 前項に定める解除は、契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

3 当社は前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを当社所定の方法にて通知する又は、契約者の都合により当社からの契約者に対する通知が到達しない場合は通知なしに契約を解除できるものとします。

4 利用契約の解除の月額基本料は第23条の規定に基づくものとし、日割り計算による精算はしないものとします。

5 本条第1項により、契約者は本サービス提供を停止され契約の解除となった場合は、ただちにこの利用契約による全ての権利を失うものとする。

#### 第15条（本サービスの一時中断・停止等）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者の同意を得ることなく、本サービスの一部若しくは全てを一時中断、または停止することがあります。

- (1) 本サービスを提供する設備の定期的な若しくは緊急な保守、または更新を行う場合
- (2) 本サービスを提供する設備の工事上やむを得ない場合
- (3) 設備の故障、または火災、停電、天災、気象等の不可抗力により、本サービスの提供が困難になった場合
- (4) 運用上、または技術上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- (5) その他、本サービスを提供できない合理的事由が生じた場合

2 本サービスの一時中断、または一時停止に関して、当社は契約者、または第三者に対していかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者に対して、当社ホームページまたは個別に通知する方法で予告することをもって、本サービスの提供または、配信対象番組の内、いずれかの番組の配信を終了することがあります。その場合、当社は契約者、または第三者に対していかなる責任も負いません。

#### 第16条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、本サービスの利用に係る料金又はその利用権の対価の支払を免除します。

#### 第17条（免責・不保証）

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責を負いません。

- (1) 太陽雑音による衛星電波品質の劣化
- (2) 通信衛星本体の事故および不具合
- (3) 衛星受信周波数帯に存在する干渉電波の混信
- (4) その他の妨害電波による障害
- (5) 天災、事変、火災、停電及びその他気象により起因する障害
- (6) 第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常
- (7) 番組制作者、又は番組管理者による番組放送の終了、又は停止
- (8) 当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- (9) 契約者が準備した利用アクセス回線ならびに受信端末に起因する障害
- (10) 当社が推奨する設置環境以外の方法で本サービスを利用したことによる障害
- (11) 当社は、本サービス及び本サービスを通じて利用者、又は第三者が取得した情報等の利用結果についてのいかなる保証も行わず、また損害賠償も行いません
- (12) 当社は、本サービスの提供、遅延、変更、中断、中止、停止若しくは廃止、又はその他本サービスの提供に関連して発生した利用者、又は第三者の損害について一切の責任を負わないものとします

#### 第18条（契約者の義務）

契約者は、利用アクセス回線、受信端末、並びにテレビジョン装置等の設置、利用に必要な設備及びその設置場所、電力等については、契約者の費用負担において用意するものとします。

2 契約者は、番組については契約者施設を利用する者に対して有償で再提供してはならないものとします。

#### 第19条（権利の帰属）

本サービス上で提供されるすべてのコンテンツ（文字テキスト、ソフトウェア、音楽、音声、静止画、動画、グラフィックス、その他の素材等をいいます）に係る著作権、著作者人格権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、又はその他の一切の権利は、当社、又は当該権利者に帰属します。利用者は、コンテンツについて複製、頒布、送信、派生物の作成、

その他の二次利用を行ない、又は第三者に転許諾を行うことはできません。

#### 第20条（配信対象番組）

本サービスの対象となる番組は、SET LIVE ホームページ SET LIVE モバイルアプリ（タブレット配信）に掲載する番組（以下「配信対象番組」といいます）とします。

2 当社は、配信対象番組の内容に変更が生じた場合には、SET LIVE ホームページ SET LIVE モバイルアプリ（タブレット配信）掲載番組を速やかに変更し契約者に通知するものとします。

### 第3章 料金等

#### 第21条（料金の適用）

当社が提供する本サービスの料金は、別表1に定める料金とする。

#### 第22条（受信端末登録手数料）

当社の本サービスをあらたに利用する場合または受信端末を変更する場合は、受信端末登録手数料の支払を要します。

2 本条に定める受信端末登録手数料に係る消費税等の税率は、受信端末登録手数料の発生基準日の税率を適用するものとします。

#### 第23条（月額基本料）

契約者は、当社の本サービスの提供を受け始めた日から利用契約の解約の日（第13条定義）までの期間について、月額基本料の支払を要します。

2 利用契約が解約されない限り、本サービスの利用の有無に係らず、契約者は本条の規定による月額基本料を含む本サービスに係るすべての料金を支払う義務があります。

3 月額基本料については、日割り計算はいたしません。

4 本条に定める月額基本料に係る消費税等の税率は、月額基本料の発生基準日の税率を適用するものとします。

#### 第24条（請求・支払い）

当社と請求回収代行業務について委託締結したNTTファイナンス株式会社（以下「NTTファイナンス」といいます）が、契約者に月額基本料ならびに受信端末登録手数料等の請求回収業務を代行して実施するものとします。支払い期日は、NTTファイナンスが定める月における所定の期日となります。

2 契約者は、月額基本料ならびに受信端末登録手数料を次の各号に定めるいずれかの支払い方法を指定選択して支払います。

(1) NTTファイナンス 電話料金合算サービス

NTTファイナンスがNTTドコモ、NTT東日本、NTT西日本の通信料金等と一緒に本サービスの料金を請求回収代行サービスを利用し、NTTファイナンスを通じ当社の料金を支払う方法。

(2) NTTファイナンス 請求書（払込票）支払い

NTTファイナンスが発行する本サービスの料金請求書にて、取扱い可能なコンビニエンスストア、仮想口座方式の銀行振込にて支払い、本サービスの料金を請求回収代行サービスを利用し、NTTファイナンスを通じ当社の料金を支払う方法。

2 NTTファイナンス 請求書（払込票）支払いの場合、払込票作成手数料が別途発生いたします。

## 第4章 雑則

### 第25条（一般条項）

本利用規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本利用規約若しくは本サービスに関する紛争、又は本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所、又は東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

2 本利用規約の何れかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効、又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引続き有効且つ実施可能とします。

3 本利用規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

## 別表 1

## ・料金

項目	区分	金額
月額基本料	7 (セブン) パック (7番組)	700円 (税込 770円)
	ライトパック (15番組)	1,450円 (税込 1,595円)
	スタンダードパック (20番組)	1,650円 (税込 1,815円)
受信端末登録手数料		200円 (税込 220円)
払込票作成手数料		200円 (税込 220円)

特定商取引法に基づく表示

サービス名	SETLIVE モバイルアプリ（タブレット配信）
事業者名	セットインターナショナル株式会社
代表者名	代表取締役 板橋 寛典
所在地	〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-7
お問い合わせメールアドレス	info_setlive@set-corp. co. jp
利用料	月額基本料 7（セブン）パック（7番組） 700円（税込 770円） ライトパック（15番組） 1,450円（税込 1,595円） スタンダードパック（20番組） 1,650円（税込 1,815円） ※ご利用開始月から、日割りとはならず月額利用料はかかります。 ※月の途中で解約の場合、日割りとはならず月額利用料はかかります。
利用料以外でお客様に発生する料金	・消費税 ・払込票作成手数料 ・受信端末登録手数料 ・SETLIVE モバイルアプリのダウンロード、SETLIVE モバイルアプリでの海外放送閲覧等に必要となるインターネット接続料金、通信料金は、お客様のご負担となります。
お支払方法	以下のいずれかのお支払方法をご利用いただけます。 ・NTTファイナンス 電話料金合算サービス ・NTTファイナンス 請求書（払込票）支払い
利用申込方法	SET LIVE ホームページより、お申込みいただきます。
利用が可能となる時期	SETLIVE モバイルアプリをダウンロード・インストール後、利用いただけます。
動作環境	OS:Android6.0以降。 ブラウザ:Chrome。
申込キャンセル	1. お客様のご都合によるキャンセル サービスの性質上、お申込後の返金はできかねます。あらかじめ利用環境・動作環境をよくお確かめの上、お申込願います。 2. アプリケーションの瑕疵に基づく返品（キャンセル） アプリケーションに不具合が見つかった場合はアップデートまたはその他適切な方法にてご対応いたします。
特別条件	1. クーリングオフについて 特定商取引法に規定されているクーリングオフが適用されるサービスではありません。